



- 電子化(脱紙、脱人手)再考
- 個人クリニックの親子間承継
- TOKYO PRO Market ってご存じですか？
- 相続登記が義務化されます



## 電子化(脱紙、脱人手)再考

中部電力から2022年4月分以降、請求書を紙で受け取る場合には、手数料100円/月(税込)を請求します、と通知が来ました。さらに振込用紙支払いは発行手数料220円/月との事です。電子を原則とし、請求書発行や支払いで発生していた**間接事務費の負担削減をユーザーにも求める動きが公共料金分野にまで広がっています**。先がけとしては、クレジットカード会社、携帯電話会社などがその一例です。銀行業界でもその動きがあります。

銀行業界に先がけて通帳の発行手数料1,100円を取るようになったのはみずほ銀行です。**店舗や人員などのコスト削減と顧客へのコスト転嫁**に本腰を入れ、こうした取り組みをしています。「通帳は印紙税が200円かかるし、管理コストも莫大なため、ユーザーも電子対応にご協力ください」というメッセージです。長野県内の銀行も、残高1万円未満で取引の無い未利用口座の有料化はしているので、無料から有料のサービスに変わったり、サービス自体が無くなる動きは広がっていくのだと思います。

銀行業界は、実際の経済以上にお金が行き回っている「カネ余り状態」で金利も低く、投資相手となる元気な企業も少ないため、廃業する企業や廃業予備軍の企業との向き合い方が問われています。その中で、店頭接客をしないネット専業の銀行は高成長を続けており、イオン銀行やソニー銀行は、ともに2兆円以上の資産規模を持っています。また、住信SBIネット銀行に至っては預金残高が3兆円を超えていて、これは、地銀の雄である八十二銀行の7.7兆円には及びませんが、長野銀行の1.1兆円を軽く凌駕しています。住信SBIネット銀行は、2012年12月に新生銀行を買収しました。新生銀行は、岸田首相が率いる自民党の派閥、宏池会の創始者であり、所得倍増計画で高度成長時代を作った池田勇人の肝煎りで出来た日本長期信用銀行が前身であり、感慨深いものがあります。**日本の歴史を作ってきたリアルな社会の銀行とネット銀行の覇者が融合し、新しい銀行像を示して欲しいものです。**

**銀行に保管されている取引データは価値あるビックデータ**と言われています。SNS上の呟きよりも「何を買ったのか?」「どこから収入があったのか?」などのデータは、様々な活用が出来ます。例えば、医療費の支払いが多ければ、健康上のリスクを抱えている情報が収集できます。プライバシーの問題はありますが、活用が可能になれば、銀行本業強化にも繋がります。英国では、スタートアップのiwocaとロイズ銀行が協業でシステム開発し、過去5年間の銀行取引データを分析して信用スコアを算出しています。審査をするのに担当者何日もかかっていた仕事を、僅か1分で終了させる事ができます。日本でも会計ソフトのスタートアップであるMoneyForwardやfreeeと連携する金融機関が出てきているので、今後が楽しみです。

経営環境が厳しくなり、少子高齢化による人手不足も重なる中で、**企業は、AIやロボットなどITの活用による省力化を図り、スタッフは更に付加価値の高い業務に移行する必要が出てきました**。企業は、付加価値のある自社の生存領域を確保する責務があります。自社事業において紙や人手に依存している部分を電子に置き変えたらどうか?さらには、自社事業のデータを活用して他社と連携して新たな事業創造が出来ないのか?自問自答が必要だと感じました。

成迫 升敏

### —お知らせ—

よろしくお祈りします

- 10月7日(金)は会計部門休業日とさせていただきます。  
ご迷惑をおかけ致しますがご理解の程よろしくお願い致します。



- この度、長野事務所及びabn事務所は、長野市の土地区画整理によって、8月13日(土)付で、下記の通り住所表示が変更になりました。
  - ・長野事務所 長野市大字栗田 292 番地 ⇒ 長野市大字栗田 1597 番地 (〒380-0921)
  - ・abn事務所 長野市大字栗田 989 番地 1 ⇒ 長野市七瀬 4 番地 5 (〒380-0922)
- ※ 表示の変更のみで、場所・電話・FAX 番号はこれまで通りになります。よろしくお願い致します。

# 個人クリニックの親子間承継



個人事業の形態のクリニックを親から子へと生前に承継する場合、親の「廃業」と子の「開業」の各種手続きを取る必要があります。承継に際してどのような点に注意すべきか整理しました。

## ① 開業・廃業の手続き

個人クリニックの場合は院長の交代に伴い事業主・開設者・管理者が親から子へ変更となります。保健所・厚生局・税務署・年金事務所などに対して手続きを取っていくこととなりますが、特に保健所と厚生局については切れ目なく保険診療が継続できるように事前に当局担当者と開廃業日の記載方法や提出期限について細かく打合せをしておく必要があるでしょう。施設基準の届出もすべて出し直しとなります。同じ科目で患者を引き継ぐのであれば「遡及」という手続きについて要件を満たすか確認が必要です。

## ② 各種支払いの引き落とし口座の変更

取引先に院長交代する旨の挨拶とともに引落口座の変更についても連絡します。引き継いだ月の保険請求収入が入金されるのは2か月後ですので、それまでの間の給与など諸経費が支払えるだけの預金残高を用意しておく必要があります。



## ③ クリニックの土地建物

親子の生計が別になっている場合は、親名義となっているクリニックの土地建物について親子間で賃貸借契約を結び、子がクリニックを使わせてもらいます。子が親に支払う家賃は子の事業所得の計算で必要経費にできます。親が受け取った家賃は親の不動産所得における収入となります。大規模なリニューアル工事を行う場合には、大家である親が資金を拠出するようにします。子が拠出してしまうと子から親への「贈与」とみなされて贈与税の対象となるので注意が必要です。

## ④ 医療機器など

親から子に「売却」または「贈与」することで子の名義となります。高額な機械などを購入して間もなくまだ帳簿価格が高い状況で「贈与」となると子が多額の贈与税を負担しなければいけない事態も想定されます。そのような場合には不動産のように「賃貸」にしておくという選択肢もあります。リース契約の医療機器等がある場合は、親から子に債務引受させる手続きを取ることが多いようです。引き継ぎの方法については各リース会社に事前確認しましょう。

## ⑤ スタッフの引継ぎ

雇用主が親から子に替わるため、スタッフは一度退職して雇用契約を子と結び直します。退職金の制度を設けている場合はこのタイミングで退職金を支給するか、支給はせずに退職金の権利を引き継ぐか選択します。中小企業退職金共済制度を利用している場合も一度清算するか、事業主変更手続きを取ってそのまま継続するか検討します。

医院承継を機に勤務時間や給与体系などについても見直し、子の代となって変えること・変えないことをスタッフに伝える場を設けられてはいかがでしょうか。また承継に合わせて新たな設備投資を計画している場合は、IT導入補助金や働き方改革推進支援助成金、税額控除などの活用について担当者にご相談ください。



高橋 由一

# TOKYO PRO Market ってご存じですか？

TOKYO PRO Market(以下、TPM)という証券市場をご存じですか？ TPMとは、2009年に開設された東京証券取引所(以下：東証)が運営している株式市場のひとつです。今、この市場に上場する企業が増え、注目されています。2022年7月時点で上場企業は11社で、過去最多だった2021年の14件を上回るペースで推移しています。また、TPMには、地方に本店を置く企業が多く上場しています。

今回は、中小企業にも活用の可能性があるTPMについての特徴・メリットをお伝えしていきます。

## 【3つの特徴&メリット】

### ① 上場基準について

プライム・スタンダード・グロース(以下、一般市場)との大きな違いは、上場基準です。一般市場に上場するために必要な株主数の基準や流通株式数の基準に制限がないことです(一般市場の場合：株主数150人以上 流通株式数1,000単位 流通株式時価総額5億円以上など)。その他は下記の図のようになります。

		一般市場	TOKYO PRO Market
上場基準	形式基準(利益額や時価総額など)	あり	なし
	実質基準	あり	あり
審査の実施主体		主幹事証券会社、東証	J-Adviser
監査証明の期間		直近2年間	直近1年間
内部統制報告書の提出		必須	任意
四半期の開示		必須	任意

TPMは、小規模な企業にも広く上場の門戸が開かれており、上場している企業の中には当初、売上が6,000万円程度だった企業も存在します。また、上場のためには監査法人の監査を2事業年度分受けなければならないところ、1事業年度分に短縮されています。そのため、コスト面でも通常の上場より少ないコストで抑えることができます。

### ② 投資家について

一般市場の場合、誰もが自由に市場の株式を売買することができますが、TPMは、株式の売買ができる投資家を株式投資の知識や経験が豊富なプロ投資家※に限定しています。また、上場時に企業は増資や株式の売却などで外部の投資家に持分を渡す必要はありません。極端に言えば、創業社長1名だけが株主という状態で上することも可能です。これにより会社としては支配権を保ったまま、上場企業としての知名度、信用といった上場のメリットを活かした事業展開が可能です

※プロ投資家とは、金融商品取引法で「特定投資家」と定義される投資家。銀行や証券会社などの適格機関投資家や上場企業を指す。

### ③ 公式のアドバイザー制度について

一般市場に上場申請をする際には主幹事証券会社が支援しますが、TPMでは東証に認められた企業が「J-Adviser」として助言・指導をします。さらには、審査機能も持っており、上場審査という東証の役割も担っています。助言・指導と審査を一貫して行うことでスピード感を持って上場を実現できるのがTPMのアドバイザー制度の特徴で、企業が上場しやすい状況をつくっています。

## 【まとめ】

これらの特徴・メリットによりTPMは中小企業が上場する可能性を高めています。TPMに上場することで、金融機関や自治体などからの評価や企業の信頼性が高まったり、企業のイメージアップにもつながったりして、優秀な社員を獲得できる可能性が高まります。実際にTPMに上場した企業の中には、企業を成長させ一般市場(旧マザーズ)に上場を達成した企業や採用力が上がった企業があります。

特徴・メリットをお伝えしてきましたが、デメリットもあります。上場による資金調達に難しいという点です。特定の投資家しか株式を売買することができないため、一般市場に比べると活発な取引は期待できません。そのため、流動性は低くなり、資金調達には時間がかかります。銀行融資以外の方法で資金調達を考えている経営者にとっては最大のデメリットといえます。もう一つがコストについてです。上場費用、上場維持コストは一般市場への上場と比べると低コストですが、千万単位の費用が必要です。上場により受けられるメリットとの比較検討が重要です。「企業の信頼を得て事業展開をしたい」、「一般市場への上場を検討したい」という方はTPMを検討することも企業を成長させる一つの方法になります。今回は、TPMの概要についてお伝えさせていただきました。ご興味をお持ちになった方や具体的な事例を知りたい方は有限会社長野県M&Aセンターまでお問い合わせください。

# 相続登記が義務化されます

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第25号)が成立しました(同月28日公布)。施行に向けて、法務省より徐々にその詳細が発表されていますので、お知らせします。

## 改正の概要について

法務省によると、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の改正における概要について、下図の3点を掲げています。今回は、緑図の枠内の赤字部、「**相続登記の申請義務化**」についてのご紹介をします。

1

登記がされるようにするための  
不動産登記制度の見直し

- **相続登記の申請義務化**
- 住所等の変更登記の申請義務化
- 相続登記・住所等の変更登記の  
手続の簡素化・合理化  
など

2

土地を手放すための制度(相続  
土地国庫帰属制度)の創設

- 相続等により土地の所有権  
を取得した者が、法務大臣の承認  
を受けて、その土地の所有権を  
国庫に帰属させることができる  
制度を創設

3

土地利用に関連する民法のルール  
の見直し

- 土地・建物に特化した財産管理  
制度の創設
- 共有地の利用の円滑化などの  
共有制度の見直し
- 遺産分割に関する新たなルール  
の導入
- 相隣関係の見直し  
など

## 相続登記の申請義務化 令和6年4月1日施行

### 【その1 基本的なルール】

相続(遺言を含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければならないこととされました。

### 【その2 遺産分割が成立したときの追加的なルール】

遺産分割の話合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

※その1、2ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

## 「相続人申告登記」の新設 令和6年4月1日施行

遺言がない場合に相続登記の手続きを行うには、戸籍の収集によって相続人の確定をする必要があります。相続人全員で遺産分割の協議をしてその不動産における承継者を確定し、それを記した遺産分割協議書に相続人全員の署名と実印による押印が必要となります。遺産分割がまとまらない場合には、前述の【その1】まで、手続きが進まないことがあります。そのような事態に備え、「相続人申告登記」が新設されることになりました。相続人が、①登記簿上の所有者について相続が開始したと、②自らがその相続人であることを登記官に申し出ることによって、相続登記の申請義務を履行することができる制度です。法務局への申請書類は、自身が相続人であることが証明できればよく、相続人全員の把握は不要です。ただし、この「相続人申告登記」は、自らがその相続人であることを申し出るに過ぎず、その不動産の所有者となるには今まで通りの手続きが必要となります。令和6年4月1日の施行に備えて情報収集を行うとともに、ご自身が、ご家族が、所有する不動産を把握し、円滑に承継が進むよう、準備をしていくことも検討をされてはいかがでしょうか。もし、ご不明点やご不安がありましたら、ぜひご相談ください。

相続手続支援センター 清水 あゆ子